

○高知県特別職報酬等審議会条例(昭和39年7月13日条例第57号)

(設置)

第1条 知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに知事、副知事及び教育長の給料の額及び退職手当の支給基準(次条において「議員報酬の額等」という。)について審議するため、高知県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(諮問)

第2条 知事は、議員報酬の額等に関する条例の議案を議会に提出しようとするときその他必要があると認めるときは、議員報酬の額等について審議会の意見を聴くものとする。

(組織等)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、必要の都度知事が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

○高知県特別職報酬等審議会条例施行規則(昭和39年8月25日規則第68号)

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県特別職報酬等審議会条例(昭和39年高知県条例第57号)第6条の規定に基づき、高知県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 審議会に幹事及び書記を置く。

3 幹事及び書記は、総務部の行政管理課、職員厚生課及び財政課の職員のうちから知事が命ずる。

4 幹事は、会長の指示を受けて、委員を補佐する。

5 書記は、会長の指揮を受けて、庶務に従事する。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。